

事務局組織規程

平成23年4月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第34条4項の定めに基づき、本会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局の所掌事務は、別表のとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 主任
- (3) 事務員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、専務理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 主任は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を行う。

3 事務員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務に従事する。

(細則)

第5条 この規程の軽微な変更及び実施に関し必要な事項の制定は、専務理事が行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

	所 掌 事 務
総務関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の管理に関する事 2. 本会の運営に関する事 3. 総会、理事会、常任委員会その他の会議に関する事 4. 定款の改正その他諸規程の制定及び改廃に関する事 5. 職員の人事に関する事 6. 公印の保管並びに文書の收受、発送及び保存に関する事 7. 事務局の組織に関する事 8. 前項に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他に属しない事
経理関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入会金及び会費の管理に関する事 2. 本会の予算及び決算に関する事 3. 収入及び支出に関する事 4. 資金計画の策定及び資金の管理に関する事 5. 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事 6. 報酬、給与、旅費、その他役職員の福利厚生に関する事 7. 図書等の販売管理に関する事
調査等事業関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気工事業にかかわる企業合理化、技術、事故防止、環境保全等の調査研究活動に関する事 2. 受注調査等の各種調査に関する事 3. 講演会、講習会、見学会等の開催に関する事 4. 同種団体等との技術交流に関する事 5. 出版物の発行に関する事

※ 別表の所掌事務の内容の変更は、軽微な変更とみなす。